

仕組預金（満期日繰上特約付定期預金）規定

この規定は、個人のお客さま向け仕組預金（満期日繰上特約付定期預金）についての当行の取扱いを記載したものです。

1.（商品性）

- （1）この預金は、当行が証書記載の満期日以外の満期日を選択することのできる権利（以下「満期日選択権」といいます。）を有する定期預金です。
- （2）この預金の商品性については、この規定のほか、当行所定の商品概要説明書をご覧ください。説明を受けてください。
- （3）この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

2.（預け入れの可否等）

- （1）この預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任において申し込んでください。
- （2）この預金は、預け入れの都度、当行所定の方法により申し込んでください。預け入れの可否については、当行の判断に従うものとします。この預金については、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入はできません。

3.（預金の支払時期等）

- （1）この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金の満期日は、当行の満期日選択権の行使・不行使の区分に応じ、次のいずれかになるものとします。

①当行が満期日選択権を行使した場合

当初預け入れ時に約定した（申込書または通知書記載の）満期日選択権行使日がこの預金の満期日となります。なお、満期日選択権行使日が複数ある場合、そのいずれかにおいて当行が満期日選択権を行使したときは、その行使した満期日選択権行使日がこの預金の満期日となります。

②当行が満期日選択権を一つも行使しなかった場合

証書記載の満期日がこの預金の満期日となります。

- （2）満期日選択権の行使・不行使は、当初預け入れ時に約定した満期日選択権行使判定日において当行が判断、決定したうえで、遅滞なく、届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送することにより、行うものとします。
- （3）この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記8.の方法により支払います。

4.（期日休日の処理）

- （1）満期日選択権行使日、中間利払日（後記6.（1）②A.の「中間利払日」をいいます。）および満期日が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日を当該日とし

す。

(2) 前記(1)において、「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

5. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、最初の満期日選択権行使日における当行の満期日選択権の行使・不行使の区分に応じ、次のとおり支払います。

①最初の満期日選択権行使日において当行が満期日選択権を行使した場合（最初の満期日選択権行使日がこの預金の満期日となる場合）

預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時に約定した（申込書または通知書記載の）利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算した利息額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

②最初の満期日選択権行使日において当行が満期日選択権を行使しなかった場合（最初の満期日選択権行使日以外の満期日選択権行使日または証書記載の満期日がこの預金の満期日となる場合）

A. 満期日選択権行使日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息額を、中間払利息として、中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

(A) 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

(B) 入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書とともに取扱店に提出してください。

B. 最後の中間利払日から満期日の前日までの利息として、その日数および約定利率等をもとに当行所定の方法によって計算した金額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 後記7. (1) ①から⑥までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、その利息については、預入日または中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率等をもとに当行所定の方法によって計算した金額を、この預金とともに支払います。ただし、支払額は、後記7. (2) の「損害金」をこの預金の元利金から控除した残額になり、損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (中途解約)

- (1) この預金は、次の各場合を除き、満期日前の中途解約ができません。
- ①預金者につき相続の開始があったとき。
 - ②預金者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - ③預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - ④預金者が、この預金をもってするのでなければ、当行に対する借入金等の債務を弁済することができないなどの事由により、やむを得ずこの預金を中途解約しようとする場合において、当行の承諾を受けたとき。
 - ⑤期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、預金者が当行に対する借入金等の債務を履行しなければならない場合において、当行が、その債務とこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺するとき。
 - ⑥前記①から⑤までのほか、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約するとき。
- (2) 前記(1) ①から⑥までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの期間に対応する、この預金に内蔵されたデリバティブの再構築額等を当行所定の計算により算出し、その算出額を「損害金」としてこの預金の元利金から控除して残額（損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。）を支払います。

8. (預金の解約)

この預金を前記3. (3)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人

の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の債権または借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書に受取の記載をし届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (証書の効力)

前記3.(3)の満期日自動解約により満期日に元利金をあらかじめ指定された口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに取扱店に返却してください。

15. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年1月25日